認可外保育施設等への入園を希望される保護者の皆様へ

幼児教育・保育の無償化の認定手続きについて

認可外保育施設等の園児が無償化の対象となるためには、以下の手続きが必要となります。なお、**認定日は遡ることができない（転入を除く）**ため、早めの申請をお願いします。

1 対象要件について

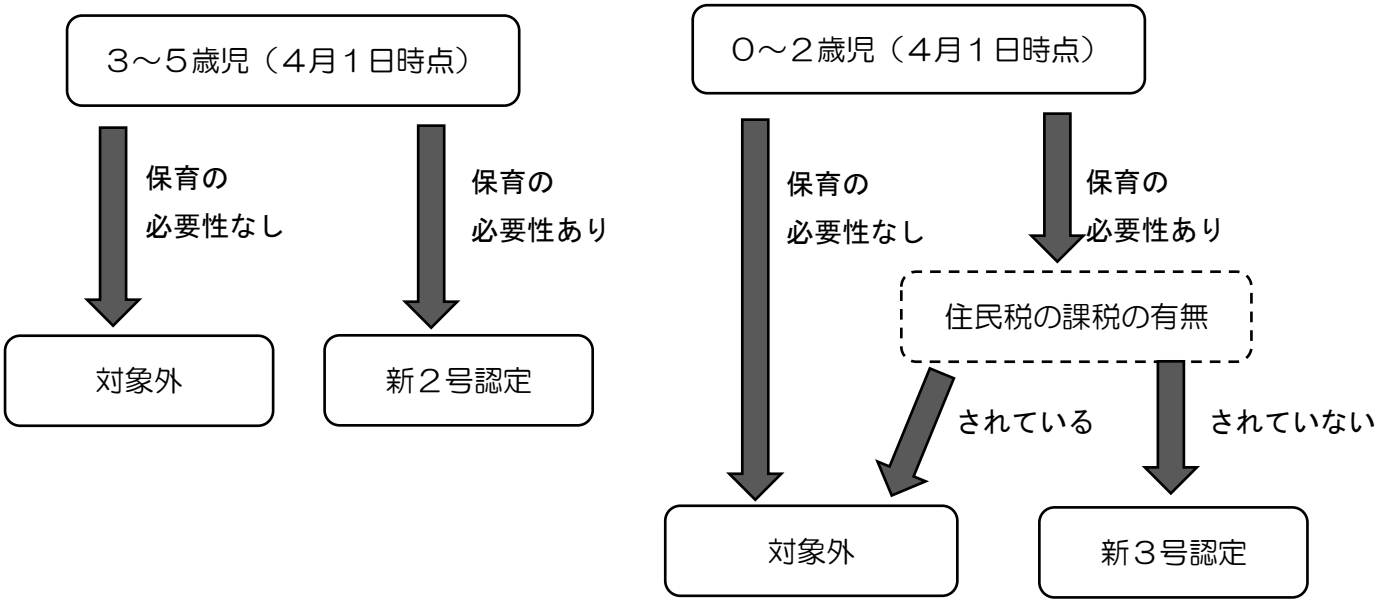
認定区分	新２号（３歳児以上）・新３号（３歳児未満）認定
対象経費	保育料
対象児童	① 保育の必要性（＊）のある世帯の 3 歳児以上（新 2 号） ②保育の必要性のある**住民税非課税世帯**の 3 歳児未満（新 3 号） ※3 歳以上と 3 歳未満：4 月 1 日時点の年齢で判断します。
月額上限額	月額 40,300 円（新 3 号は月額 45,700 円）
申請書類	子育てのための施設等利用給付認定申請書
添付書類	①代表保護者のマイナンバーカードのコピー または 代表保護者の本人確認書類のコピー（免許証等）と 代表保護者のマイナンバーが確認できる書類のコピー（通知カード等） **②保育の必要性を証明する書類** ※ **同居する 65 歳未満の祖父母**がいる場合は**祖父母の保育の必要性を証明する書類も必要**です

＊ **保育の必要性については、p.2 を参照ください。**

※ 上限額を超過した分については、保護者負担となります。また、延長保育料や教材費等は無償化の対象外となります。

※ 必要書類の提出がない場合、認定が行えない可能性がありますので、ご注意ください。

※ 保育の必要性に変更があった場合は、変更の手続き等が必要となります。



＊保育の必要性

新２号・新３号認定を希望する場合、保護者が以下の理由に該当していることが必要となります。なお、**同居する 65 歳未満の祖父母がいる場合は、祖父母の保育の必要性についても証明が必要となります。**

保育を必要とする理由	認定期間（有効期間）	必要書類
就労（育休含む）	雇用の定めによる	就労証明書、耕作証明書
妊娠・出産	出産予定日の前後２か月まで	母子手帳のコピー
保護者の疾病等	疾病等が回復するまで	診断書、障害者手帳等のコピー
介護・看護	介護・看護をしている病人が回復するまで	診断書、障害者手帳または介護保険被保険者証のコピー
求職活動	3 か月間	ハローワーク受付票のコピー
災害	災害の復旧に必要な期間	被災証明書等
その他	その他の理由に応じて決定	その他の理由による

※　就労証明書は発行日から 3 か月以内、診断書は 6 か月以内のものが有効となります。

２　申請方法について

「入園する幼稚園」or「こども課」へ書類を提出します。

【提出期限】　施設の指定日または認定希望日の前日(こども課必着)まで

郵送の場合、封筒に施設名と氏名を記入して提出してください。

※　郵送でこども課へ提出する場合は、封筒と切手を各自ご準備ください。

※　こども課窓口で直接提出する場合は、封入不要です。

- 認定結果として『施設等利用給付認定通知書』を後日送付します。
- 認定された場合、施設へ『施設等利用給付認定通知書』を提示してください。
- **保育の必要性に変更があった場合（例：求職活動⇒就労）、変更届の提出が必要**となりますので、お早めにお手続きください。
- 須賀川市から転出した場合、転入先の市町村で再度認定申請を行ってください。申請の詳細については、転入先の市町村へお問い合わせください。
- 保育料の取り扱い(支払い不要、支払い後清算など)は、施設へお問い合わせください。
- 市独自で３～５歳児の給食費の無償化を行っています（上限額あり）。詳細については、「給食費無償化について」をご覧ください。

【問い合わせ先】須賀川市教育委員会事務局こども課
ＴＥＬ：０２４８－８８－８１２４
ＭＡＩＬ：kodomo@city.sukagawa.fukushima.jp